

鳥取都市計画地区計画の変更（鳥取市決定）

都市計画南吉方地区地区計画を次のように決定する。

名 称	南吉方地区地区計画	
位 置	鳥取市南吉方三丁目	
面 積	約 9. 8 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、J R西日本鳥取駅の南東約 1 k m に位置し、本市の基幹産業である電機関連事業所が立地する工業地区である。</p> <p>このため、産業の集積地としての地区特性を活かしつつ、産業の操業環境と周辺の居住環境が共に良好な状態を確保できるようにするため、産業機能の強化とあわせて居住環境との調和に配慮することにより、安全で快適な市街地形成を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	隣接する住宅地区との調和を図りつつ、大街区を活かした先端技術系工業施設の立地誘導を図る。
	建築物等の整備方針	<p>安全で良好な環境を創出するため、敷地内には緑地等のオープンスペースを確保し、道路及び鉄道沿いには植栽等を施すこととする。</p> <p>建築物は、周囲の環境を配慮した外観のものとし、緑豊かでゆとりのあるものとする。</p>
地区整備計画	建築物に関する事項	建築物等の用途の制限
	建築物に関する事項	工作物の設置の制限
	建築物に関する事項	建築物等の形態又は意匠の制限
	建築物に関する事項	かき又はさくの構造制限
		<p>別表第 1 に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>広告物及び看板は、道路境界線より 1 m 以上後退し、美観風致を十分配慮した色彩、形態及び装飾を用いるものとする。</p> <p>建築物の屋根及び外壁等は、周囲への景観的調和に配慮し、できるだけ落ち着いた色合いのものとする。</p> <p>道路側は生垣又は透視可能なフェンス等（高さ 6 0 c m 以下の部分はこの限りでない。）で造られたものとする。ただし、門はこの限りではない。</p>

「区域は計画図表示のとおり」

別表第1

建築してはならない建築物	<p>(1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうちその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの</p> <p>(2) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設</p> <p>(3) カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(5) 図書館、博物館その他これらに類するもの</p> <p>(6) 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>(7) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(8) 自動車教習所</p> <p>(9) 床面積の合計が15㎡を超える畜舎</p> <p>(10) 建築基準法別表第二(る)項第一号に掲げる建築物</p> <p>(11) 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で、別表第2で定める要件を満たす以外のもの。ただし、危険物には、地下貯蔵槽により貯蔵される第二石油類(消防法別表の備考14に規定する第二石油類をいう。)、第三石油類(同表の備考15に規定する第三石油類をいう。)、第四石油類(同表の備考16に規定する第四石油類をいう。)並びに容量の合計が5万リットル以下の地下貯蔵槽により貯蔵される第一石油類(同表の備考12に規定する第一石油類をいう。)及びアルコール類(同表の備考13に規定するアルコール類をいう。)を含めない。</p>
--------------	--

別表第2

危険物		当地区における規制量	危険物を貯蔵する場合の数量の限度
引火性液体	第1石油類	非水溶性液体	90,000 L
		水溶性液体	180,000 L
	アルコール		72,000 L
	第2石油類	非水溶性液体	450,000 L
		水溶性液体	900,000 L
	第3石油類	非水溶性液体	900,000 L
		水溶性液体	1800,000 L
第4石油類		2700,000 L	
動植物油類		1800,000 L	
酸化性液体	過塩素酸・過酸化水素・硝酸	54,000 kg	表に掲げる危険物を建築物に貯蔵しようとする場合において、当地区内の危険物の数量の総和は、それぞれ当該各欄の危険物の数量の規制量の数値で、貯蔵しようとする危険物の数値を除し、それらの商を加えた数値が一を超えないものとする。
圧縮ガス		31,500 m ³	
液化ガス		315 t	